

資 料 目 次

- 1 和歌山地方最低賃金審議会
和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿
- 2 和歌山地方最低賃金審議会専門部会運営規程
- 3 最低賃金審議会令
- 4 令和3年度答申公示日別最短効力発生予定一覧表
- 5 和歌山県の最低賃金額の推移
- 6 和歌山県鉄鋼業最低賃金実態調査の結果報告
- 7 鉄鋼業関係最低賃金（全国一覧）

和歌山地方最低賃金審議会
和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿

令和3年10月

区分	氏 名	現 職
公益代表	足 立 聖 子	弁護士
	金 川 め ぐ み	和歌山大学経済学部
	和 中 修 二	公認会計士
労働者代表	遠 藤 和 也	鴻池運輸和歌山労働組合
	近 野 信 一	日鉄スラグ製品労働組合和歌山支部
	中 出 晃 市	日本製鉄和歌山労働組合
使用者代表	芹 澤 全	日本製鉄株式会社関西製鉄所
	橋 本 剛 治	鴻池運輸株式会社和歌山支店
	和 歌 哲 也	和歌山商工会議所

[5 0 音順]

和歌山地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令並びに和歌山地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、和歌山労働局長(以下「局長」という。)又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、和歌山地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

(附則)

この規程は平成20年8月12日から施行する。

一部改正 令和元年8月1日

一部改正 令和3年7月27日

最低賃金審議会令

昭和 34. 5. 4 政令第 163 号
改正 昭和 35. 6. 20 政令第 162 号
改正 昭和 45. 5. 30 政令第 151 号
改正 平成 11. 12. 3 政令第 390 号
改正 平成 12. 6. 7 政令第 309 号
改正 平成 13. 9. 27 政令第 317 号
改正 平成 17. 9. 30 政令第 306 号
改正 平成 20. 4. 25 政令第 151 号
改正 平成 22. 8. 4 政令第 178 号
改正 平成 28. 6. 17 政令第 238 号

(名称)

第 1 条 地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第 2 条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18 人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15 人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、18 人とする。

3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第 25 条第 1 項に規定する事項及び同条第 2 項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項(第 4 条第 2 項において「最低賃金決定等」という。)を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の推薦)

第 3 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命等)

第 4 条 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、非常勤とする。

4 前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第 1 項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第 2 項中「推薦」とあるのは「推薦(厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないと認める候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の3分の2以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある

臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をいう。) 使用者関係委員 (中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。) 及び公益関係委員 (中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。) の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(最低賃金専門部会)

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、9人以内とする。

2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適当でないと認める候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

(庶務)

第7条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則(省略)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(水)		9月16日(木)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月13日(月)		9月28日(火)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月14日(火)		9月29日(水)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月12日(火)		10月27日(水)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月13日(水)		10月28日(木)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

10月15日(金)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月15日(月)		11月25日(木)		12月25日(土)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月16日(火)		11月26日(金)		12月26日(日)
10月28日(木)		11月12日(金)		11月17日(水)		11月29日(月)		12月29日(水)
10月29日(金)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月30日(土)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月31日(日)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
11月1日(月)		11月16日(火)		11月19日(金)		12月1日(水)		12月31日(金)
11月2日(火)		11月17日(水)		11月22日(月)		12月2日(木)		1月1日(土)
11月3日(水)		11月18日(木)		11月24日(水)		12月3日(金)		1月2日(日)
11月4日(木)		11月19日(金)		11月25日(木)		12月6日(月)		1月5日(水)
11月5日(金)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月6日(土)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月7日(日)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月8日(月)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月9日(火)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月10日(水)		11月25日(木)		11月30日(火)		12月9日(木)		1月8日(土)
11月11日(木)		11月26日(金)		12月1日(水)		12月10日(金)		1月9日(日)
11月12日(金)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月13日(土)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月14日(日)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月15日(月)		11月30日(火)		12月3日(金)		12月14日(火)		1月13日(木)
11月16日(火)		12月1日(水)		12月6日(月)		12月15日(水)		1月14日(金)
11月17日(水)		12月2日(木)		12月7日(火)		12月16日(木)		1月15日(土)
11月18日(木)		12月3日(金)		12月8日(水)		12月17日(金)		1月16日(日)
11月19日(金)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月20日(土)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月21日(日)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月22日(月)		12月7日(火)		12月10日(金)		12月21日(火)		1月20日(木)
11月23日(火)		12月8日(水)		12月13日(月)		12月22日(水)		1月21日(金)
11月24日(水)		12月9日(木)		12月14日(火)		12月23日(木)		1月22日(土)
11月25日(木)		12月10日(金)		12月15日(水)		12月24日(金)		1月23日(日)
11月26日(金)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月27日(土)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月28日(日)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月29日(月)		12月14日(火)		12月17日(金)		12月28日(火)		1月27日(木)

和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48.1.20 和歌山市以外 48.3.1						
昭和48年	1,250	157	49.3.30						
昭和49年	1,640	205	50.2.27						
昭和50年	1,896	237	51.2.27						
昭和51年	2,080	260	51.11.13						
昭和52年	2,281	286	52.10.31						
昭和53年	2,426	304	53.10.9						
昭和54年	2,576	322	54.10.6						
昭和55年	2,755	345	55.10.18						
昭和56年	2,930	367	56.10.10						
昭和57年	3,087	386	57.10.6						
昭和58年	3,185	399	58.10.6						
昭和59年	3,283	411	59.10.5						
昭和60年	3,401	426	60.10.3						
昭和61年	3,503	438	61.10.1						
昭和62年	3,580	448	62.10.1						
昭和63年	3,687	461	63.10.1						
平成元年	3,837	480	1.10.1	4,327	541	2.3.25			
平成2年	4,022	503	2.10.1	4,565	571	2.12.26	4,192	524	2.5.19
							4,424	553	3.3.16
平成3年	4,218	528	3.10.1	4,839	605	3.12.30	4,674	585	3.12.30
平成4年	4,394	550	4.10.1	5,054	632	4.12.30	4,880	610	4.12.30
平成5年	4,529	569	5.10.1	5,214	652	5.12.30	5,040	630	5.12.30
平成6年	4,637	582	6.10.1	5,348	669	6.12.30	5,168	647	6.12.30
平成7年	4,743	594	7.10.1	5,470	683	7.12.30	5,280	661	7.12.30
平成8年	4,842	606	8.10.1	5,584	697	8.12.30	5,399	676	8.12.30
平成9年	4,948	619	9.10.1	5,706	712	9.12.30	5,519	691	9.12.30
平成10年	5,037	630	10.10.1	5,800	725	10.12.30	5,613	704	10.12.30
平成11年	5,082	635	11.10.1	5,850	732	11.12.30	5,663	710	11.12.30
平成12年	5,122	641	12.10.1	5,896	738	12.12.30	5,707	716	12.12.30
平成13年	5,157	645	13.10.1	5,931	742	13.12.30	5,742	720	13.12.30
平成14年		645	14.10.1	5,937	743	14.12.30		721	14.12.30
平成15年		645	14.10.1		744	15.12.30		721	14.12.30
平成16年		645	14.10.1		747	16.12.30		721	14.12.30
平成17年		649	17.10.1		752	17.12.30		723	17.12.30
平成18年		652	18.10.1		757	18.12.30		727	18.12.30
平成19年		662	19.10.20		769	19.12.30		732	19.12.30
平成20年		673	20.10.31		782	20.12.30		738	20.12.30
平成21年		674	21.10.31		785	21.12.30		739	21.12.30
平成22年		684	22.10.29		793	22.12.30		741	22.12.30
平成23年		685	23.10.13		799	23.12.30		743	24.1.6
平成24年		690	24.10.1		805	24.12.30		747	24.12.30
平成25年		701	25.10.19		818	25.12.30		754	25.12.30
平成26年		715	26.10.17		834	26.12.30		765	26.12.30
平成27年		731	27.10.2		849	27.12.31		780	28.1.3
平成28年		753	28.10.1		871	28.12.30		799	28.12.30
平成29年		777	29.10.1		895	29.12.30		810	29.12.30
平成30年		803	30.10.1		921	30.12.30		830	30.12.30
令和元年		830	1.10.1		948	1.12.30		850	1.12.30
令和2年		831	2.10.1		949	2.12.30		851	3.2.11
令和3年		859	3.10.1						

令和3年10月

和歌山県鉄鋼業最低賃金に関する実態調査の結果報告

和歌山労働局

まえがき

この報告書は、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の基礎資料を得るため、事業所規模 100 人未満（規模の区分は、1～9 人、10～29 人、30～99 人の 3 区分）の常用労働者を雇用する事業所を対象に、令和 3 年 6 月 1 日現在の賃金について、通信調査を主として実態調査を実施し、その結果をとりまとめたものである。

目次

用語の説明	1
鉄鋼業（一般・パート労働者計）	
総括表(1)	2
賃金分布表(2)	3
鉄鋼業（パート労働者のみ）	
総括表(1)	4
実態調査結果に基づく時間額に対するその該当労働者数の分布グラフ前年比（一般・パート労働者計及びパート労働者のみ）	5
総括表(1)（一般・パート労働者計）1 円刻み	6
最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表（令和 3 年）	7

用語の説明

【第1・20分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、20等分した低い方から1/20番目の賃金をいいます。

【第1・10分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、10等分した低い方から1/10番目の賃金をいいます。

【第1・4分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、4等分した低い方から1/4番目の賃金をいいます。

【中位数】

賃金分布の例をとると、賃金を大きさの順に並べたときの真ん中の値を中位数といえます。

労働者数(n)が偶数の時は、 $n/2$ 番目と $n/2 + 1$ 番目の値の算術平均となります。

【4分位偏差係数】

$$\frac{\text{第3・4分位数} - \text{第1・4分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$
 という形で計算されます。

【未満率及び影響率】

最低賃金の「未満率」とは、現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合のことで、「影響率」とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことです。

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別	年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	和歌山県全域	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	82		45	37	82			62	10	10	
円											
-	849										
850 -	899										
900 -	949										
	2			2	2			2			
950 -	999	(2.1)		(4.8)	(2.1)			(2.8)			
1000 -	1049	4		4	4			2		2	
	(4.3)			(9.5)	(4.3)			(2.8)		(17.3)	
1050 -	1099	5	1	4	5			3		2	
	(5.8)		(2.7)	(9.5)	(5.8)			(4.8)		(17.3)	
1100 -	1149	6	2	4	6			3		3	
	(7.3)		(5.4)	(9.5)	(7.3)			(4.8)		(29.3)	
1150 -	1199	8	5	4	8			5		3	
	(10.2)		(10.8)	(9.5)	(10.2)			(8.7)		(29.3)	
1200 -	1249	19	10	9	19			13		6	
	(22.6)		(21.6)	(23.8)	(22.6)			(20.2)		(58.7)	
1250 -	1299	22	13	9	22			16		6	
	(27.1)		(29.7)	(23.8)	(27.1)			(26.1)		(58.7)	
1300 -	1349	30	21	9	30			24		6	
	(36.0)		(45.9)	(23.8)	(36.0)			(37.8)		(58.7)	
1350 -	1399	36	26	11	36			30		6	
	(44.1)		(56.8)	(28.6)	(44.1)			(48.5)		(58.7)	
1400 -	1449	40	26	14	40			34		6	
	(48.4)		(56.8)	(38.1)	(48.4)			(54.1)		(58.7)	
1450 -	1499	45	26	19	45			37		8	
	(54.8)		(56.8)	(52.4)	(54.8)			(59.8)		(76.0)	
1500 -	1549	50	29	21	50			42	1	8	
	(61.4)		(64.9)	(57.1)	(61.4)			(66.5)	(12.7)	(76.0)	
1550 -	1599	56	32	25	56			47	1	8	
	(68.6)		(70.3)	(66.7)	(68.6)			(76.1)	(12.7)	(76.0)	
1600 -	1649	65	35	30	65			53	4	8	
	(79.5)		(78.4)	(81.0)	(79.5)			(85.7)	(43.7)	(76.0)	
1650 -	1699	65	35	30	65			53	4	8	
	(79.5)		(78.4)	(81.0)	(79.5)			(85.7)	(43.7)	(76.0)	
1700 -	1749	67	35	32	67			55	4	8	
	(81.7)		(78.4)	(85.7)	(81.7)			(88.5)	(43.7)	(76.0)	
1750 -	1799	70	38	32	70			56	4	9	
	(84.7)		(83.8)	(85.7)	(84.7)			(90.4)	(43.7)	(88.0)	
1800 -	1849	74	40	33	74			58	7	9	
	(89.8)		(89.2)	(90.5)	(89.8)			(93.3)	(69.0)	(88.0)	
1850 -	1899	77	42	35	77			61	7	9	
	(93.4)		(91.9)	(95.2)	(93.4)			(98.0)	(69.0)	(88.0)	
1900 -	1949	77	42	35	77			61	7	9	
	(93.4)		(91.9)	(95.2)	(93.4)			(98.0)	(69.0)	(88.0)	
1950 -	1999	77	42	35	77			61	7	9	
	(93.4)		(91.9)	(95.2)	(93.4)			(98.0)	(69.0)	(88.0)	
2000 -	2049	78	43	35	78			61	8	9	
	(94.9)		(94.6)	(95.2)	(94.9)			(98.0)	(81.7)	(88.0)	
2050 -	2099	78	43	35	78			61	8	9	
	(94.9)		(94.6)	(95.2)	(94.9)			(98.0)	(81.7)	(88.0)	
2100 -	2499	81	44	37	81			62	10	9	
	(98.5)		(97.3)	(100.0)	(98.5)			(100.0)	(100.0)	(88.0)	
2500 -		82	45		82					10	
	(100.0)		(100.0)		(100.0)					(100.0)	
月平均賃金額	234,605		258,381	205,546	234,605			227,855	284,781	228,500	
時間当り平均賃金額	1,499		1,503	1,495	1,499			1,457	1,804	1,471	
月一人当たり労働時間数	156		172	137	156			157	158	150	
第1・20分位数	1,085		1,133	1,018	1,085			1,187	1,524	1,018	
第1・10分位数	1,193		1,193	1,218	1,193			1,210	1,524	1,018	
第1・4分位数	1,281		1,281	1,382	1,281			1,284	1,620	1,133	
中位数	1,474		1,369	1,496	1,474			1,404	1,811	1,237	
四分位偏差係数	0.1153		0.1219	0.0878	0.1153			0.1109	0.1144	0.1471	

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	男						女							
		男性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	82	79			59	10	10		3			3			
円															
- 849															
850 - 899															
900 - 949															
2									2			2			
(2.1)									(59.0)			(59.0)			
2		2						2							
(2.1)		(2.2)						(17.3)							
1									1			1			
(1.5)									(41.0)			(41.0)			
1		1						1							
(1.5)		(1.5)						(12.0)							
2		2			2										
(3.0)		(3.1)			(4.1)										
10		10			7			3							
(12.4)		(12.8)			(12.1)			(29.3)							
4		4			4										
(4.5)		(4.6)			(6.2)										
7		7			7										
(8.9)		(9.3)			(12.3)										
7		7			7										
(8.1)		(8.4)			(11.2)										
4		4			4										
(4.3)		(4.4)			(5.9)										
5		5			4			2							
(6.4)		(6.7)			(5.9)			(17.3)							
5		5			4	1									
(6.6)		(6.9)			(7.1)	(12.7)									
6		6			6										
(7.3)		(7.5)			(10.0)										
9		9			6	3									
(10.9)		(11.3)			(10.0)	(31.0)									
2		2			2										
(2.1)		(2.2)			(3.0)										
2		2			1			1							
(3.0)		(3.1)			(2.1)			(12.0)							
4		4			2	2									
(5.1)		(5.3)			(3.0)	(25.4)									
3		3			3										
(3.6)		(3.8)			(5.0)										
1		1				1									
(1.5)		(1.5)				(12.7)									
3		3			1	2									
(3.6)		(3.6)			(2.1)	(18.3)									
1		1						1							
(1.5)		(1.5)						(12.0)							
月平均賃金額	234,605	238,388			232,560	284,781	228,500		134,163			134,163			
時間当り平均賃金額	1,499	1,518			1,479	1,804	1,471		1,005			1,005			
月一人当たり労働時間数	156	157			158	158	150		131			131			
第1・20分位数	1,085	1,187			1,210	1,524	1,018		950			950			
第1・10分位数	1,193	1,213			1,218	1,524	1,018		950			950			
第1・4分位数	1,281	1,304			1,308	1,620	1,133		950			950			
中位数	1,474	1,477			1,432	1,811	1,237		950			950			
四分位偏差係数	0.1153	0.1152			0.1020	0.1144	0.1471		0.0713			0.0713			

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

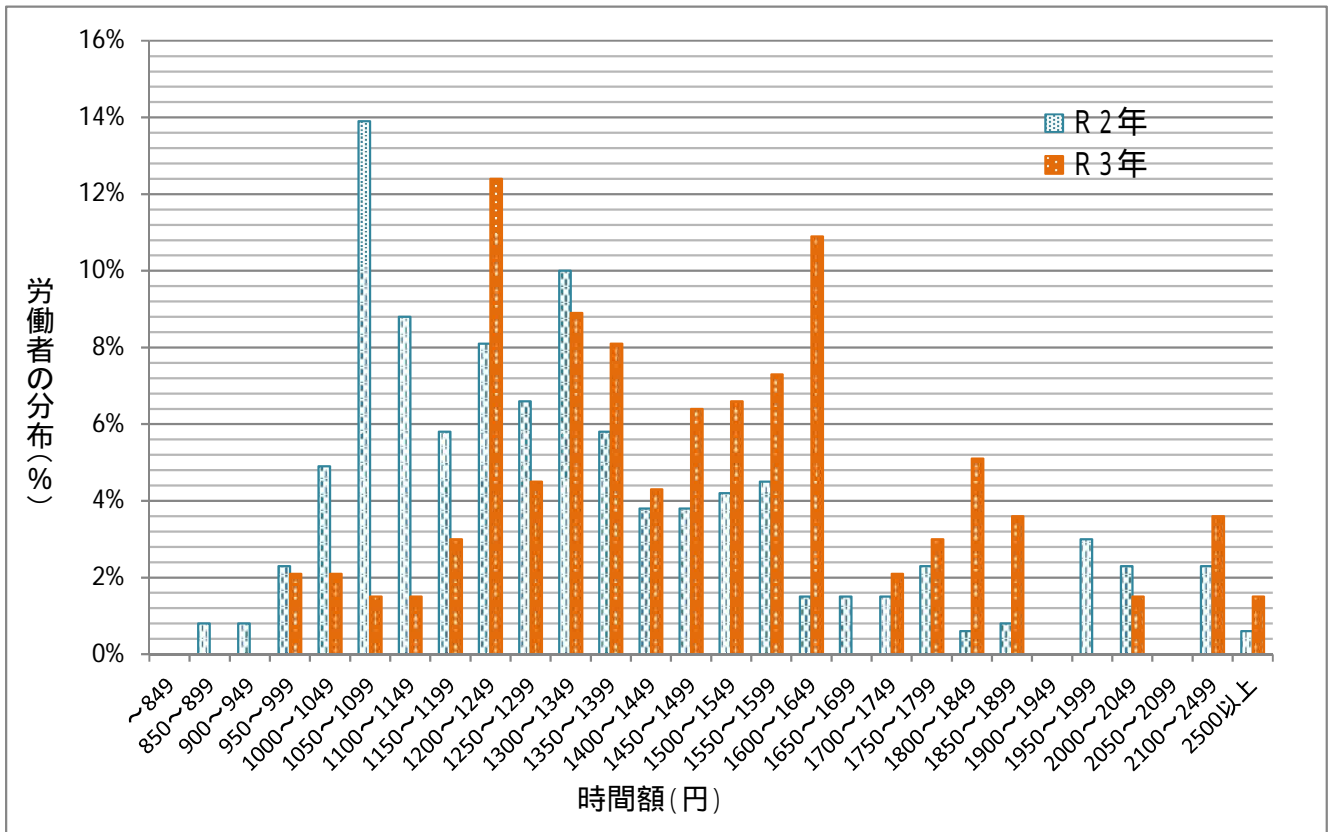
時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別	年齢別					
		1~9人	10~29人	30~99人	和歌山県全域	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	4			4	4			2		2	
円											
- 849											
850 - 899											
900 - 949											
950 - 999	2 (50.0)			2 (50.0)	2 (50.0)			2 (100.0)			
1000 - 1049	4 (100.0)			4 (100.0)	4 (100.0)					2 (100.0)	
1050 - 1099											
1100 - 1149											
1150 - 1199											
1200 - 1249											
1250 - 1299											
1300 - 1349											
1350 - 1399											
1400 - 1449											
1450 - 1499											
1500 - 1549											
1550 - 1599											
1600 - 1649											
1650 - 1699											
1700 - 1749											
1750 - 1799											
1800 - 1849											
1850 - 1899											
1900 - 1949											
1950 - 1999											
2000 - 2049											
2050 - 2099											
2100 - 2499											
2500 -											
月平均賃金額	104,644			104,644	104,644			94,763		114,525	
時間当平均賃金額	984			984	984			950		1,018	
月一人当たり労働時間数	106			106	106			100		113	
第1・20分位数	950			950	950			950		1,018	
第1・10分位数	950			950	950			950		1,018	
第1・4分位数	950			950	950			950		1,018	
中位数	951			951	951			950		1,018	
四分位偏差係数	0.0360			0.0360	0.0360			0.0004		0.0004	

【上段】 累積労働者数

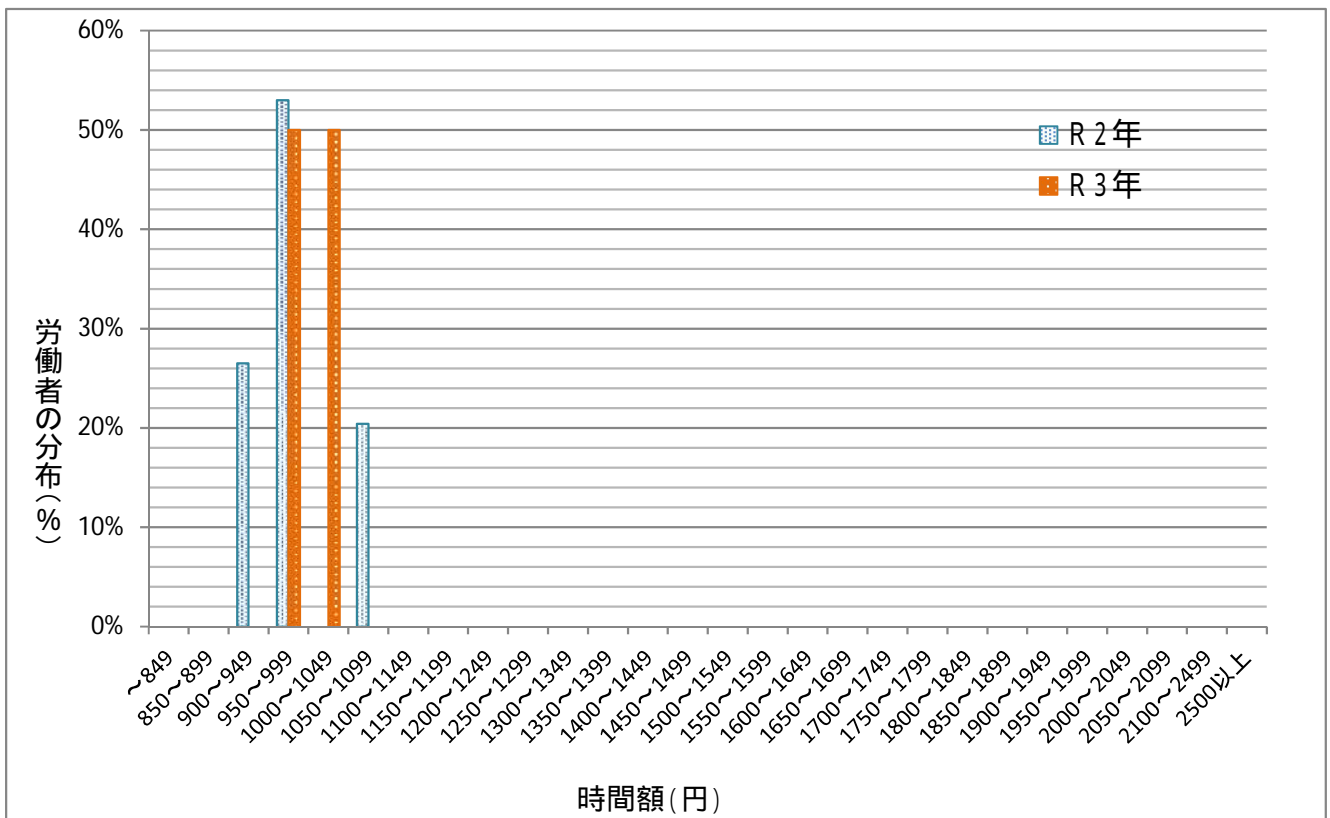
【下段】 累積構成比

時間額に対する該当労働者数の分布

鉄鋼業の一般労働者・パート労働者計



鉄鋼業のパート労働者のみ



注) 850円から2099円までは50円刻みですが、849円以下、2500円以上は集約されていますのでご注意ください。

03年

総括表(1)賃金額階級別、規模別、年齢別表 産業:(全て)E221-224-鉄鋼業

就業形態:(全て)

産別適用除外除く

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別	年齢別					
		1~9人	10~29人	30~99人	和歌山県全域	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	82		45	37	82			62	10	10	
円 948											
949 - 949	2			2	2			2			
950 - 950	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
951 - 951	2			2	2			2			
952 - 952	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
953 - 953	2			2	2			2			
954 - 954	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
955 - 955	2			2	2			2			
956 - 956	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
957 - 957	2			2	2			2			
958 - 958	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
959 - 959	2			2	2			2			
960 - 960	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
961 - 961	2			2	2			2			
962 - 962	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
963 - 963	2			2	2			2			
964 - 964	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
965 - 965	2			2	2			2			
966 - 966	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
967 - 967	2			2	2			2			
968 - 968	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
969 - 969	2			2	2			2			
970 - 970	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
971 - 971	2			2	2			2			
972 - 972	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
973 - 973	2			2	2			2			
974 - 974	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
975 - 975	2			2	2			2			
976 - 976	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
977 - 977	2			2	2			2			
978 - 978	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
979 - 979	2			2	2			2			
980 - 980	(2.1)			(4.8)	(2.1)			(2.8)			
981	82		45	37	82			62	10	10	
	(100.0)		(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	
月平均賃金額	234,605		258,381	205,546	234,605			227,855	284,781	228,500	
時間当り平均賃金額	1,499		1,503	1,495	1,499			1,457	1,804	1,471	
月一人当たり労働時間数	156		172	137	156			157	158	150	
第1・20分位数	1,085		1,133	1,018	1,085			1,187	1,524	1,018	
第1・10分位数	1,193		1,193	1,218	1,193			1,210	1,524	1,018	
第1・4分位数	1,281		1,281	1,382	1,281			1,284	1,620	1,133	
中位数	1,474		1,369	1,496	1,474			1,404	1,811	1,237	
四分位偏差係数	0.1153		0.1219	0.0878	0.1153			0.1109	0.1144	0.1471	

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表(令和3年)

件名	和歌山県最低賃金				
業種	鉄鋼業				
現行最低賃金	949円				
未満率	0.00%				
未満労働者数	0				
引上げ後 時間額(円)	引上げ額 (円)	引上げ率	影響率	該当労働者数 (人)	下回る労働者数 (人)
949	0	0.00%	0.00%	0	0
950	1	0.11%	0.00%	2	0
951	2	0.21%	2.14%	0	2
952	3	0.32%	2.14%	0	2
953	4	0.42%	2.14%	0	2
954	5	0.53%	2.14%	0	2
955	6	0.63%	2.14%	0	2
956	7	0.74%	2.14%	0	2
957	8	0.84%	2.14%	0	2
958	9	0.95%	2.14%	0	2
959	10	1.05%	2.14%	0	2
960	11	1.16%	2.14%	0	2
961	12	1.26%	2.14%	0	2
962	13	1.37%	2.14%	0	2
963	14	1.48%	2.14%	0	2
964	15	1.58%	2.14%	0	2
965	16	1.69%	2.14%	0	2
966	17	1.79%	2.14%	0	2
967	18	1.90%	2.14%	0	2
968	19	2.00%	2.14%	0	2
969	20	2.11%	2.14%	0	2
970	21	2.21%	2.14%	0	2
971	22	2.32%	2.14%	0	2
972	23	2.42%	2.14%	0	2
973	24	2.53%	2.14%	0	2
974	25	2.63%	2.14%	0	2
975	26	2.74%	2.14%	0	2
976	27	2.85%	2.14%	0	2
977	28	2.95%	2.14%	0	2
978	29	3.06%	2.14%	0	2
979	30	3.16%	2.14%	0	2
980	31	3.27%	2.14%	0	2
981	32	3.37%	2.14%	0	2

1円刻み(労働者数復元による数値)

2 特定最低賃金（令和3年3月末日現在効力を有するもの）

(1) 新産業別最低賃金

(単位：円)

都道府県名	食料品・飲料製造業関係			発効日
	時間額	日額		
北海道	893	—		R 2.12.6
千葉	889	—		H29.12.25
香川	821	—		R 2.12.15
宮崎	678	—		H26.12.26
沖縄	683	—	畜産食料品製造業	H25.12.11
沖縄	769	—	糖類製造業	H30.11.25
沖縄	686	—	清涼飲料、酒類製造業	H25.11.23

都道府県名	塗料製造業			発効日
	時間額	日額		
栃木	965	—		R 2.12.31
神奈川	894	—		H27.3.1
大阪	971	—		R 2.12.1
兵庫	973	—		R 2.12.1

都道府県名	ゴム製品製造業			発効日
	時間額	日額		
静岡	897	—		R 1.12.21

都道府県名	繊維工業関係			発効日
	時間額	日額		
石川	782	—		H29.12.31
福井	830	—	化学繊維を含む	R 1.12.24
愛知	732	—		H20.12.16
滋賀	789	—	注1	H28.12.30
兵庫	800	—		H28.3.1

都道府県名	窯業・土石製品製造業関係			発効日
	時間額	日額		
三重	901	—		R 2.12.21
滋賀	924	—		R 2.12.31
岡山	924	—		R 1.12.19
佐賀	793	—		R 2.12.2

都道府県名	造作材・合板・建築用組立材料製造業			発効日
	時間額	日額		
徳島	875	—		R 2.12.21

都道府県名	パルプ・紙・紙加工品製造業関係			発効日
	時間額	日額		
静岡	786	—		H27.12.31
愛媛	924	—		R 2.12.25

都道府県名	印刷・同関連産業関係			発効日
	時間額	日額		
長野	850	—		R 1.12.31
京都	765	—		H22.12.18

都道府県名	鉄鋼業関係			発効日
	時間額	日額		
北海道	967	—		R 1.12.1
青森	903	—		R 2.12.21
岩手	852	—	金属製品を含む	R 2.12.31
宮城	925	—		R 2.12.15
茨城	945	—		R 1.12.31
群馬	921	—		R 2.12.31
千葉	995	—		R 2.12.25
東京	871	—		H26.3.23
神奈川	874	—		H26.3.15
愛知	976	—		R 2.12.16
三重	739	5,907		H10.12.15
大阪	968	—		R 2.12.1
兵庫	964	—		R 2.12.1
和歌山	949	—		R 2.12.30
島根	922	—		R 2.11.13
岡山	962	—		R 1.12.14
広島	970	—		R 2.12.31
山口	967	—	非鉄金属を含む	R 2.12.15
福岡	976	—		R 2.12.10
大分	951	—		R 2.12.25